

和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制を整備することを目的として、第2に規定する補助事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱(令和5年5月8日付け厚生労働省発医政0508第13号及び厚生労働省発健0508第10号及び厚生労働省発薬生0508第58号厚生労働事務次官通知)、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱(令和5年5月8日付け医政発0508第12号厚生労働省医政局長及び健発0508第6号及び薬生発0508第4号厚生労働省医政局長及び健康局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知)及び和歌山県補助金等交付規則(昭和62年4月1日規則第28号、以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助金の交付を受けて補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)、基準額、補助対象経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、第3欄に基準額の定めのない事業については、第4欄に定める補助対象経費の実支出額を選定するものとする。
- (2) 前号により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率等を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上(民間団体にあつては30万円以上)の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、

- 譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (8) 補助事業に係る証拠書類等の保存については、次のとおりとすること。
- ア 補助事業者が地方公共団体の場合
- 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
- 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第1号）により速やかに知事に報告しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならないこと。
- (11) 前号の報告があった場合には、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。

（交付申請書の様式等）

第5 規則第4条に規定する申請書（様式第2号）に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとし、知事が別に定める日までに提出するものとする。

事業の区分	添付書類	様式
i) 補助金の交付申請の日において既に完了している事業	(1) 経費所要額精算書	(別紙(2))
	(2) 基準額算出内訳及び対象経費実支出額内訳	(別添(2))
	(3) 歳入歳出決算（見込）書の抄本	
	(4) 契約書等支出証拠書類	
	(5) 検収調書の写し	

	(6) 法人の場合、役員名簿	
	(7) 設置場所を示す平面図	
	(8) 第4第4号に規定する財産を購入またはリース等により使用した場合、納品後の写真	
	(9) その他知事が必要と認める書類	
ii) 補助金の交付申請の日において未了である事業 ※第15によりやむを得ず概算払とする場合のみ	(1) 経費所要額調	(別紙(1))
	(2) 基準額算出内訳及び対象経費支出予定額内訳	(別添(1))
	(3) 歳入歳出予算(見込)書の抄本	
	(4) 法人の場合、役員名簿	
	(5) 設置予定場所を示す平面図	
	(6) 補助対象医療機器等の見積書、カタログ及び設置場所を示す平面図等	
	(7) その他知事が必要と認める書類	

(交付の決定)

第6 知事は、第5の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは 補助金の交付を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

(軽微な変更の範囲)

第7 第4第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならない場合
- (2) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を減額する場合

(変更の申請等)

第8 第4の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき
和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業変更承認申請書(様式第3号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき
和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業完了期間延長承認申請書(様式第5号)

(変更等の承認)

第9 知事は、第8各号の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第10 規則第8条第1項の規定による交付申請の取下げは、和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業補助金交付申請取下書(様式第6号)を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第11 規則第13条第1項に規定する実績報告書(様式第7号)に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとし、補助事業が完了した日(第8第2号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日)の翌日から起算して25日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日に知事に提出するものとする。

実績報告書の提出を要する事業	添付書類	様式
第5の表の事業の区分の欄のii)に該当する事業(同表の区分の欄のi)に該当する事業は含まない。)	(1) 経費所要額精算書	(別紙(2))
	(2) 基準額算出内訳及び対象経費実支出額内訳	(別添(2))
	(3) 歳入歳出決算(見込)書の抄本	
	(4) 契約書等支出証拠書類	
	(5) 検収調書の写し	
	(6) 設置場所を示す平面図	
	(7) 第4第4号に規定する財産を購入またはリース等により使用した場合、納品後の写真	
	(8) その他知事が必要と認める書類	

(額の確定)

第12 第11の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付申請の日以前に完了した事業の取扱い)

第13 補助金の交付申請の日以前に完了した事業の実績報告については、規則第13条の規定にかかわらず、規則第4条に規定する補助金の交付申請により当該実績報告があったものとみなす。

2 交付申請の日以前に完了した事業に係るこの補助金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定により補助金の交付決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

(請求書の省略)

第14 規則第16条の規定による補助金等交付請求書手続きは省略することができる。

(概算払)

第15 知事は必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 第1項の規定により補助金の概算払を受けている場合において、概算払を受けた額が補助金の額の確定額を超える場合は、補助事業者は、その差額を返還しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第16 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月21日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年4月5日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

別表(第2関係)

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率等
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業（旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業）	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関の開設者	<p>①入院施設の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費 133,000円×知事が必要と認めた病床数</p> <p>②人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000円×知事が必要と認めた台数</p> <p>③个人防护具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） 3,600円×知事が必要と認めた人数分</p> <p>④簡易陰圧装置 4,320,000円×知事が必要と認めた病床数</p> <p>⑤簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数</p> <p>⑥体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000円×知事が必要と認めた台数</p> <p>⑦簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p> <p>⑧HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応が可能なものに限る。） 1施設あたり905,000円</p> <p>⑨HEPAフィルター付きパーテーション 205,000円×知事が必要と認めた台数</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる入院医療機関として必要な次の経費</p> <p>①入院施設の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費</p> <p>②人工呼吸器及び付帯する備品</p> <p>③个人防护具</p> <p>④簡易陰圧装置</p> <p>⑤簡易ベッド</p> <p>⑥体外式膜型人工肺及び付帯する備品</p> <p>⑦簡易病室及び付帯する備品</p> <p>⑧HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応が可能なものに限る。）</p> <p>⑨HEPAフィルター付きパーテーション</p>	10/10以内
外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）	新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある外来医療機関の開設者	<p>①HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応が可能なものに限る。） 1医療機関あたり905,000円</p> <p>②HEPAフィルター付きパーテーション 205,000円×知事が必要と認めた台数</p> <p>③个人防护具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） 3,600円×知事が必要と認めた人数分</p> <p>④簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数</p> <p>⑤簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p>	<p>外来対応医療機関を運営するために必要な次の経費</p> <p>①HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応が可能なものに限る。）</p> <p>②HEPAフィルター付きパーテーション</p> <p>③个人防护具</p> <p>④簡易ベッド</p> <p>⑤簡易診療室及び付帯する備品</p>	10/10以内

(様式第1号)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日
番 号

和歌山県知事 様

補助事業者
(所在地)
(名称・代表者)

令和 年 月 日 第 号で交付決定を受けた令和 年度和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告します。

記

1 施設の種類及び名称

2 規則第14条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要補助金等返還相当額)

金 _____ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)

(様式第2号)

和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業補助金交付申請書

令和 年 第 号
月 日

和歌山県知事 様

補助事業者
(所在地)
(名称・代表者)

令和 年度における和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円の交付について、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1 事業名
○○○○事業

2 関係書類

	第5 i) の場合	第5 ii) の場合
(1)	経費所要額精算書 (別紙 (2))	経費所要額調 (別紙 (1))
(2)	基準額算出内訳及び対象経費実支出額内訳 (別添 (2))	基準額算出内訳及び対象経費支出予定額内訳 (別添 (1))
(3)	歳入歳出決算 (見込) 書の抄本	歳入歳出予算 (見込) 書の抄本
(4)	契約書等支出証拠書類	役員名簿
(5)	検収調書の写し	設置予定場所を示す平面図
(6)	役員名簿	見積書及びカタログ
(7)	設置場所を示す平面図	その他知事が必要と認める書類
(8)	納品後の写真	
(9)	その他知事が必要と認める書類	

(様式第3号)

和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業変更承認申請書

令和 年 第 号
月 日

和歌山県知事 様

補助事業者
(所在地)
(名称・代表者)

令和 年 月 日付け健第 号で補助金の交付決定があった令和 年度和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業の事業計画を下記のとおり変更したので、承認願います。

記

1 事業名
○○○○事業

2 交付申請額

変更後の申請額	千円
交付決定額	千円
差引増減額	千円

※変更後の申請額の積算根拠となる「経費所要額調(別紙1)」を添付のこと。

3 変更の内容

変更前	変更後

4 変更理由

5 添付書類

- (1) 歳入歳出予算(見込)書の抄本
- (2) 補助対象医療機器等の見積書及びカタログ
- (3) その他参考となる書類

(様式第4号)

和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 第 号
月 日

和歌山県知事 様

補助事業者
(所在地)
(名称・代表者)

令和 年 月 日付け健第 号で補助金の交付決定があった令和 年度和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業について、下記のとおり中止（廃止）を承認願います。

記

- 1 事業名
○○○○事業
- 2 事業中止（廃止）の理由
- 3 事業の進捗状況
- 4 事業を中止する期間
- 5 事業実施の見通し

(※ 廃止の場合、3以下は記載不要)

(様式第5号)

和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業完了期間延長承認申請書

令和 年 月 日
第 号

和歌山県知事 様

補助事業者
(所在地)
(名称・代表者)

令和 年 月 日付け健第 号で補助金の交付決定があった令和 年度和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業について、下記のとおり完了期間の延長を承認願います。

記

- 1 事業名
○○○○事業
- 2 事業が予定期間内に完了しない理由
- 3 事業の進捗状況
- 4 事業期間延長後の完了予定期日

(様式第6号)

和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業補助金交付申請取下書

令和 年 第 号
月 日

和歌山県知事 様

補助事業者
(所在地)
(名称・代表者)

令和 年 月 日付け健第 号で補助金の交付決定があった令和 年度和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業に係る交付申請を下記の理由により取り下げます。

記

- 1 事業名
○○○○事業
- 2 交付申請取下げの理由

(様式第7号)

和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業補助金実績報告書

令和 年 月 日
第 号

和歌山県知事 様

補助事業者
(所在地)
(名称・代表者)

令和 年 月 日付け健第 号で補助金の交付決定があった令和 年度和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業を下記のとおり実施したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業名
○○○○事業
- 2 補助金精算額
金 円
- 3 経費所要額精算書
(別紙(2)のとおり)
- 4 関係書類
 - (1) 基準額算出内訳及び対象経費実支出額内訳(別添(2))
 - (2) 歳入歳出決算(見込)書の抄本
 - (3) 契約書等支出証拠書類
 - (4) 検収調書の写し
 - (5) 設置場所を示す平面図
 - (6) 納品後の写真
 - (7) その他知事が認める書類

経費所要額調

（補助事業者名）

区 分	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)	補助所要額 (H)	備 考
	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 「区分」欄には、交付の対象となる事業の名称を記載してください。
 2 「選定額」欄には、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入してください。
 3 「補助基本額」欄には、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入してください。
 4 基準額算出内訳及び対象経費支出予定額内訳については、別添（1）により作成すること。

別添(1)

基準額算出内訳及び対象経費支出予定額内訳

補助事業者名

種目	品目	基準額			対象経費支出予定額				備考
		員数	単価 円	金額 円	規格 (型式)	数量	単価 円	金額 円	

(注)1 備考欄には、施設か所数、県費補助病床数、入所定員数、通所定員数並びに施設別の品目及び数量を記入するとともに必要に応じて設置理由、用途等参考となる事項を具体的に記入すること。

経費所要額精算書

（補助事業者名）

区 分	総事業費 (A) 円	寄附金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A)－(B) (C) 円	対象経費の 支出額 (D) 円	基準額 (E) 円	選定額 (F) 円	補助基本額 (G) 円	補助精算額 (H) 円	補助金 交付決定額 (I) 円	不用額 (I)－(H) (J) 円	備 考

- (注) 1 「区分」欄には、交付の対象となる事業の名称を記載してください。
- 2 「選定額」欄には、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入してください。
- 3 「補助基本額」欄には、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入してください。
- 4 基準額算出内訳及び対象経費実支出額内訳については、別添（2）により作成すること。

別添(2)

基準額算出内訳及び対象経費実支出額内訳

補助事業者名

種目	品目	基準額			対象経費実支出額				備考
		員数	単価 円	金額 円	規格 (型式)	数量	単価 円	金額 円	

(注)1 備考欄には、施設か所数、県費補助病床数、入所定員数、通所定員数並びに施設別の品目及び数量を記入するとともに必要に応じて設置理由、用途等参考となる事項を具体的に記入すること。